

国際ローミング接続サービス 利用規約

2022年7月27日改定

株式会社 エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ

目次

第1章 総則	3
第1条 (利用規約の適用)	3
第2条 (利用規約の変更)	3
第3条 (用語の定義)	3
第4条 (サービスの種別)	3
第5条 (付加機能)	3
第6条 (サービスの提供区域)	3
第7条 (サービスの提供条件)	3
第8条 (電気通信番号)	4
第9条 (通信量の測定)	4
第10条 (通信速度等)	4
第11条 (当社設備の維持)	4
第12条 (自営端末機器)	4
第13条 (第三者への委託)	4
第14条 (他社サービスの利用)	4
第15条 (サービスの終了)	4
第2章 契約	5
第16条 (契約の単位)	5
第17条 (最低利用期間)	5
第18条 (契約申込)	5
第19条 (保証金)	5
第20条 (契約の成立)	6
第21条 (サービス内容等の変更)	6
第22条 (契約者情報の変更)	6
第23条 (契約者の地位の承継・譲渡)	6
第24条 (契約者が行う利用契約の解除)	6
第25条 (当社が行う利用契約の解除)	7
第3章 SIMカード	7
第26条 (SIMカード)	7
第27条 (電気通信番号の登録等)	8
第28条 (SIMカードの発送・引渡し)	8
第29条 (SIMカードの解約・廃棄)	8
第4章 契約者の義務	8
第30条 (利用責任者)	8
第31条 (認証情報の管理)	8
第32条 (提供情報の維持)	8
第33条 (電子メールによる応答義務)	8
第34条 (利用基準の遵守)	8
第35条 (端末機器利用に係る契約者の義務)	9
第36条 (禁止行為)	9
第5章 サービスの制限	10
第37条 (非常時の利用の制限)	10
第38条 (サービスの制限等)	10
第39条 (児童ポルノ画像のブロック/違法・有害情報利用の制限等)	10
第40条 (提供中止)	11
第41条 (利用停止)	11
第42条 (サービスエリアにおける通信の使用制限)	12
第43条 (詐欺行為)	12
第44条 (免責)	12
第6章 料金等	12
第45条 (料金)	12
第46条 (料金等の支払義務)	12
第47条 (工事費の支払義務)	13
第48条 (料金等の計算方法)	13

第 49 条	(他の電気通信事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)	13
第 50 条	(料金等の支払方法)	13
第 51 条	(割増金)	13
第 52 条	(延滞損害金)	13
第 53 条	(割増金等の支払方法)	13
第 54 条	(消費税等)	13
第 55 条	(端数処理)	14
第 56 条	(入金案内業務の委託)	14
第 7 章	データ・ソフトウェア等の取り扱い	14
第 57 条	(ソフトウェアの著作権等)	14
第 58 条	(ソフトウェア等の管理)	14
第 59 条	(データの取り扱い)	14
第 60 条	(データの利用)	14
第 61 条	(データの消去)	14
第 8 章	損害賠償	14
第 62 条	(責任の制限)	14
第 63 条	(免責)	15
第 9 章	雑則	15
第 64 条	(第三者利用)	15
第 65 条	(利用責任)	15
第 66 条	(お客さま情報の保護)	15
第 67 条	(通信の秘密の非開示)	16
第 68 条	(準拠法・管轄裁判所)	16
第 69 条	(分離可能性)	16
付則		16

第1章 総則

第1条 (利用規約の適用)

株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ（以下「当社」といいます。）は、国際ローミング接続サービス利用規約（以下「利用規約」といいます。）を定め、この利用規約に基づき国際ローミング接続サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスを利用するものとします。

3 当社は、利用規約に対して、特定の契約者に対してのみ適用される特約を定めることができるものとします。この場合、特約は、当該契約者に対して利用規約の一部として適用されるものとします。

4 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）その他の法令の規定によるほか、この利用規約により本サービスを提供します。

第2条 (利用規約の変更)

当社は、利用規約及びそれに付随する仕様書その他の文書（以下「利用規約等」といいます。）を変更することができるものとします。

2 利用規約等の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対し変更後の利用規約等の内容及び効力発生時期を別途定める方法で事前に通知又は周知するものとします。変更後の利用規約等の効力発生後、契約者が特段の申出なく本サービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りがない限り、料金その他の提供条件は、変更後の利用規約等によります。

第3条 (用語の定義)

本利用規約で用いられる用語の定義は、別紙1（国際ローミング接続サービス利用規約用語定義）のとおりとします。

第4条 (サービスの種別)

当社は、本サービスで提供する基本サービスは別紙2（サービスメニューの種類）のとおりとし、その内容は、別紙3料金表に定めるとおりとします。

2 本サービスの詳細は、別途当社が提示する提供仕様等（以下「サービス仕様」といいます。）によるものとします。

第5条 (付加機能)

当社は前条の基本サービスに付随して、付加機能サービスを提供します。付加機能サービスの種類及び提供条件は、別表1 付加機能サービスに定めるとおりとします。ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供しないことができるものとします。

2 前項に規定するほか、契約者が利用の都度その利用の意思表示を行うことにより、利用できる付加機能があります。

第6条 (サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は、国際ローミング事業者の提供区域のとおりとします。本サービスは、接続されている端末機器が国際ローミング事業者と接続契約している国内、外国のMNOなど電気通信事業者（以下「提携MNO」といいます。）の提供区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、当該提供区域内であっても、提携MNOの電波の届かない場所や、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所又はネットワーク障害等の通信事情等により、通信を行うことができない場合（通信速度が低下する場合を含みます。）があります。

2 前項の場合、契約者は当社に対し、本サービスが利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第7条 (サービスの提供条件)

本サービスは、別途当社の定めるサービス（以下「被接続サービス」といいます。）に付随して提供します。ただし、当社が認めた場合には、本サービス単独での提供も行うことができるものとします。本利用規約の他、被接続サービスの利用規約及び関連する特約等の契約条件も適用されるものとします。

2 本サービスは、卸元事業者の定める卸元契約書（別紙1「卸元契約書一覧」に示します。）に従い提供されるものです。本サービスの内容、品質、技術条件その他の提供条件は卸元契約書の定めに従うものであり、卸元契約書の定めにより、中断、中止、制限、変更、解除、廃止その他の制約を受ける場合のあることを契約者はあらかじめ承諾するものとします。

3 契約者は、当社に対し、卸元契約書の定めにより当社が卸元事業者に対して負う義務と同様の義務を負うことを承諾するものとします。

4 前項に定める他、当社は本サービスにおける独自の技術事項をサービス仕様に定めることができるものと

します。

5 当社は、利用規約等に基づき提供される本サービスの仕様に対して、部分的な変更、全般的な変更、改良、交換又は削除する権利を常に有するものとする。

6 契約者が、本サービス利用のために使用する電気通信サービス、通信機器、ソフトウェア等は、当社が本サービスの一部として提供するものを除き、契約者の負担と責任で準備するものとします。

第8条 (電気通信番号)

本サービスで付与される電気通信番号は、当社が定めることとします。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、電気通信番号を変更することができるものとします。

第9条 (通信量の測定)

本サービスに係る課金対象パケット（制御信号等のうちデータとみなされるものを含みます。以下同じとします。）の通信量の測定については、国際ローミング事業者又は卸元事業者、当社の機器により測定します。

第10条 (通信速度等)

当社が本サービス上に定める通信速度、通信遅延は、実際の通信速度と通信遅延の上限を示すものではなく、接続状況、契約者が使用する SIM カード、情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化し、通信速度が低下し、通信遅延が悪化するものであることを、契約者は了承するものとします。

2 当社は、本サービスにおける通信速度と通信遅延について、いかなる保証も行わないものとします。

3 契約者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたデータ等が破損又は滅失することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

第11条 (当社設備の維持)

当社は、当社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

第12条 (自営端末機器)

契約者は、本サービスを利用するために必要となる設備については、契約者が自己の費用と責任において準備及び維持するものとします。

2 契約者は、自営端末機器を、無線設備規則（昭和 25 年 11 月 30 日電波監理委員会規則第 18 号）並びに当社の定める技術基準及び技術的条件に適合するよう維持するものとし、自営端末機器等の本サービスを利用するために必要となる設備が技術基準に適合しない場合、当該設備での本サービスの利用をできないものとします。

3 当社は、前項の場合において、契約者又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第13条 (第三者への委託)

当社は、本サービスを提供するにあたり、本サービスの運営（申込受付、提供終了後等の契約上、契約外の手続を含む）にかかわる業務を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

2 当社は、前項の規定により委託する委託先に対し、本サービスの運営上必要な範囲に限り、契約者、利用者その他本サービスに関係する者の情報を開示します。

第14条 (他社サービスの利用)

当社は、本サービスの提供に、他社が提供するサービス、アプリケーション等（以下「他社サービス」といいます。）を利用することができるものとします。

2 前項の利用にあたり、契約者と他社サービスの提供事業者（以下「提供事業者」といいます。）の間で利用許諾等の契約締結が必要な場合には、当社が他社サービス及びその契約条件等を明らかにすることにより、契約者は契約申込時に当該利用条件等を承諾し、当該契約を申し込みしたものとみなします。

3 他社サービスについて、提供事業者から当社が提供を受ける料金等が改定された場合には、当社は契約者に通知することにより、その変更額と同等の範囲での料金等の変更をすることができるものとします。

4 契約者は、当社が他社サービスの提供事業者から請求があったときに契約者の氏名、住所その他請求された事項等の契約者の情報を他社サービスの利用に必要な範囲で提供事業者へ通知する必要があることについて承諾するものとします。開示先での契約者の情報の取り扱い、他社サービスの提供事業者が定めるとおりとします。

5 契約者は、当社が料金等の費用の適用又はサービスの提供に当たり必要があるときは、他社サービスの提供事業者から必要な契約者の情報の提供を受けることについて承諾するものとします。

第15条 (サービスの終了)

当社は、本サービスの一部若しくは全部を終了し、又は本サービスの提供仕様、技術要項等（契約者に対して非開示の内容を含む）を変更することができるものとします。

2 当社は、基本サービスの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当する基本サービスの契約者に対し、変更又は終了する 3 か月前までに通知します。

3 当社は、オプションサービスの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当するオプションサービスの契約者に対し、変更又は終了する 2 か月前までに通知します。

4 当社は、前 2 項に定める場合以外の本サービスの変更を行う場合には、該当する本サービスの契約者に対

し、事前に当社の定める方法により通知又は周知します。ただし、契約者に開示されていない提供仕様、技術要項等の変更については、通知又は周知を行わないことができますものとします。

5 前3項にかかわらず、国際ローミング事業者又は卸元事業者が提供するサービス若しくは本サービスの提供に必要な他社のサービスの提供終了又は仕様変更等により、本サービスの変更又は終了をする場合は、当社がその事実を知った時から速やかに契約者に通知するものとします。

6 当社は、第2条（利用規約の変更）に基づき行った利用規約等の変更又は本条に基づき行った本サービスの変更・終了により、本サービスのために契約者が使用する電気通信サービス、通信機器等の変更、改造や契約者による利用方法の変更等のために要する費用は契約者の負担とし、これにより契約者が何らかの損害を被った場合も当社は責任を負いません。

第2章 契約

第16条（契約の単位）

本サービスは、一つの電気通信番号毎に一つの本サービスの提供に関する契約（以下「利用契約」といいます。）を締結するものとします。

2 契約者は、被接続サービスの契約と同一であることとし、それぞれ1の契約につき1人に限ります。

第17条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、当社が契約者に対し本サービスの提供を開始した日（以下「利用開始日」といいます。）から起算し、その期間は料金表に記載のとおりとします。

2 当社はキャンペーン等により第1項に定める期間とは異なる最低利用期間を定めることができるものとします。キャンペーン等での特典適用の場合の最低利用期間は、該当キャンペーンサイト等、当社が特典内容を公開する媒体への記載のとおりとします。

3 最低利用期間が経過する前に契約者が利用契約を解除したとき、その他契約者の責により利用契約が終了した場合には、最低利用期間の残存期間に対応する本サービスに係る料金の全額を当社が指定した期日に一括して支払うものとします。ただし、当社は、その事情を勘案し、支払額の一部若しくは全部の免除、又は支払期限の延期をすることができるものとします。

4 第1項に係わらず、被接続サービスの利用契約に最低利用期間、契約期間が定められている場合は、被接続サービスの最低利用期間、契約期間と本サービスの最低利用期間のうち長期間となるものが適用されるものとします。

第18条（契約申込）

利用契約の申込（以下「利用申込」といいます。）をしようとする者（以下「申込者」といいます。）は、利用規約等を承諾のうえ、被接続サービス利用規約等にて、当社が定める利用申込方法により申込むものとします。

2 契約者（申込者を含む、以下本条において同じ）は、利用申込、サービス利用その他により当社に提供される情報が正確であることが、本サービスの申込、利用の継続及び利用契約の継続のための必須の要件であること、これに対する違反は、本サービスの申込の承諾及び継続的に利用できるか否かにかかわる重大な要件であることを了知することとします。

3 契約者は、利用申込時、サービス利用時その他により当社に提供される情報に個人情報が含まれる場合は、当社に個人情報を提供することについて本人に同意を得るものとします。

4 当社は、申込者に対し、利用申込の内容を確認するため、資料提出を求めることができるものとし、申込者はこれに従うものとします。なお、当社は申込内容の確認ができるまで本サービスの提供を行わず、又は提供を停止することができるものとします。

5 契約者は、本サービスの提供に必要な範囲で、当社が委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

6 当社は、当社の審査基準に従い、利用申込内容を審査します。

第19条（保証金）

当社は、第18条（契約申込）第6項に定める審査結果により、保証金を申込者が当社に預け入れることを条件に、利用申込を承諾することができるものとします。なお、保証金の額は、申込者に対する当社の債権総額（将来発生することが合理的に見込まれる額を含む）に基づき、当社が算定することができるものとします。

2 前項の場合、申込者は、当社の指定する期日までに、保証金を当社の指定する方法により預け入れるものとします。申込者が、保証金の預け入れを行わなかった場合には、利用契約は成立しなかったものとみなします。

3 当社は、利用契約が終了した場合、保証金を契約終了後3ヶ月以内に、契約者に利息を付けることなく返還します。

4 当社は、契約者に対し本サービスに関する債権の回収が困難と判断した場合、ただちに保証金を任意に処分し、その代金を任意の順序及び方法により当該契約者の債務の弁済に充当します。当社は、充当を行った

場合、ただちに契約者にその旨を通知します。

5 契約者は、前項に定める保証金が債務の弁済に充当された場合、当社の定める期日までに、充実に要した保証金に相当する額を新たな保証金として預け入れるものとします。

6 契約者は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならず、その他一切の処分をすることができないものとします。

7 契約者は、保証金の支払いをもって本サービスに関する債務の支払いを免れることはできないものとします。また、契約者は、保証金の返還請求権をもって本サービスに関するいかなる債務とも相殺を主張できないものとします。

8 当社は、第 4 項に定める場合以外、保証金を処分致しません。

9 本条の規定は、契約者が利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるときにも適用することができるものとします。

第20条 (契約の成立)

当社が利用開始日その他申込の承諾に関する通知を発信した時点で利用契約は成立します。

2 利用申込に係る本サービスの提供は、原則として申込を受け付けた順に行います。ただし、当社に相当な事由がある場合には、その順序を変更することができるものとします。

3 当社は、次の場合には利用申込を拒否できるものとし、オンラインサインアップによる利用申込では、契約の承諾を取り消すことができるものとします。

(1) 申込者が第 41 条 (利用停止) 第 1 項又は第 2 項のいずれかに該当するとき、又はそのおそれがあるとき

(2) 申込者が過去に第 41 条 (利用停止) 第 1 項又は第 2 項のいずれかに該当したとき、又は、当社の提供する他のサービスで同様の行為を行ったことがあるとき

(3) 申込者が利用申込書に虚偽の事実を記載したとき (記載された連絡先への通知が未達となる時を含む)、又は申込内容を確認するための資料が提出されないなど申込内容の確認ができないとき、その他申込者の意思を確認できないとき

(4) 申込者が指定した支払方法が金融機関等による利用の差し止めなどにより利用できなかったとき

(5) 申込者が未成年その他制限行為能力者であって保護者の同意を得ていないとき

(6) 第 18 条 (契約申込) 第 6 項に定める審査の結果、当社の定める審査基準を満たさないとき

(7) 被接続サービスの利用契約が成立しなかったとき、又は被接続サービスと契約者が異なるとき

(8) 前各号のほか、技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務遂行上支障があるとき

4 当社が申込を拒否し、又は承諾を取り消した場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。ただし、当該通知が申込者に到達しない場合でも、利用契約は成立せず、また取消は有効なものであるものとします。

第21条 (サービス内容等の変更)

契約者が、本サービスの内容の変更を希望する場合は、被接続サービス利用規約等にて、当社が別途定める方法により変更を申込むものとします。なお、変更可能な本サービス内容の範囲は、当社が指定する範囲とします。また、変更申し込みにあたっては、第 18 条 (契約申込) の規定を準用します。

2 当社は、申込者に対し、申込内容の確認のため、資料の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

3 第 1 項の申込を承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。

4 第 1 項の申込があった場合に、当社の定める審査基準を満たさない、又は技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込を承諾しないことができるものとします。この場合は契約者にその旨を通知します。

5 当社は、本サービスの内容の変更に伴い、電気通信番号を変更することができるものとします。

第22条 (契約者情報の変更)

契約者は、当社に登録した情報 (以下「契約者情報」といいます。) に変更があったときは、速やかに登録変更手続きをするものとします。なお、登録内容が変更された場合は、当社は変更された内容を証明する書類の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

2 契約者が前項に定める登録変更手続き行わなかったことによる不利益に関して、当社は責任を負いません。

3 当社は、契約者が被接続サービスの利用契約における契約者情報の変更を行ったときは、その変更内容に従い利用契約の契約者情報を変更できるものとします。

第23条 (契約者の地位の承継・譲渡)

契約者である法人が合併又は会社分割などにより、契約者の地位の承継若しくは契約者である個人が死亡した場合又は利用契約を譲渡する場合は、被接続サービスの利用契約とともに被接続サービスの利用規約に定める手続きにより行うものとします。

2 契約者は、前項の場合を除き、利用契約の地位の承継、譲渡を行うことはできません。

第24条 (契約者が行う利用契約の解除)

契約者が利用契約を解除するときは、当社に対し当社が別途定める手続きにより通知するものとします。

2 契約者は前項に定める解除通知において、本サービスの提供終了時点を次のいずれかから選択するものと

します。なお、通知された終了時点を変更することはできないものとします。なお、契約者が選択しなかった場合には、(1)を選択したものとみなします。

(1)解除手続きが完了したときを終了時点とする。

(2)解除手続きが完了した月の末日を終了時点とする。

第25条 (当社が行う利用契約の解除)

当社は、次に挙げる事由があるときは、事前に催告・通知することなく、ただちに、利用契約を解除することができるものとします。

- (1)第41条(利用停止)第1項及び第2項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合、停止の日から14日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき
 - (2)第41条(利用停止)第1項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
 - (3)契約者が指定した支払方法が金融機関等による利用の差し止めなどにより利用できなくなり、それに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき
 - (4)契約者と料金支払者が異なる場合で、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき
 - (5)利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき
 - (6)当社が提供する他のサービスで、利用規約違反により契約を解除されたとき
 - (7)契約者が携帯電話不正利用防止法の規定に違反したと当社が認めたとき
 - (8)本サービスに係る被接続サービスに関する権利の譲渡があった場合であって、利用契約の譲渡の承認の請求がないとき
 - (9)本SIMカードの修理若しくは交換に際して、修理若しくは交換対応後、本SIMカードを相当期間受領しないとき
 - (10)利用契約の契約者とその被接続サービスを当社と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったとき
- 2 前項の規定により利用契約を解除したときは、当社は契約者に対し契約者が届け出た連絡先の電子メールアドレス(以下「連絡先メールアドレス」といいます。)に解除した旨を通知します。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。
- 3 被接続サービス契約が終了した場合には、利用契約は、被接続サービス契約の終了日をもって解除されるものとみなします。
- 4 事由の如何を問わず、本サービス利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の終了後でもその債務が履行されるまで消滅しません。

第3章 SIMカード

第26条 (SIMカード)

本サービスの利用には、SIMカードが必要となります。SIMカードは、当社が契約者に1つの利用契約につき1つを貸与するものであり、譲渡するものではありません。

2 契約者は、本SIMカードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

3 契約者は、本SIMカードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

4 契約者によるSIMカードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。また、第三者によるSIMカードの使用により発生した料金等については、全て当該SIMカードの管理責任を負う契約者の負担とします。

5 契約者は、SIMカードが第三者に使用されていることが判明した場合、契約者がただちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

6 契約者の責めに帰すべからざる事由によりSIMカードが故障した場合に限り、当社の負担においてSIMカードの修理若しくは交換をする義務を負います。

7 契約者は、SIMカードに登録されている電気通信番号その他の情報を読み出し、変更又は消去してはならないものとします。

8 契約者は、SIMカードに、当社、国際ローミング事業者及び第三者の業務に支障が生じる変更、毀損等をしてはならないものとします。契約者の責めに帰すべき事由によりSIMカードが故障した場合は、その修理若しくは交換の費用は契約者の負担とします。なお、この場合、契約者は、修理若しくは交換のための費用のほか、別途規定する損害金を当社に支払うものとします。

9 契約者は、SIMカードの利用料金を、本サービスの提供料金に含めて当社に対して支払うものとします。

10 契約者が、貸与されたSIMカード以外のSIMカードを使用すると、本サービスにおける接続サービスの提供が受けられない場合があると同時に、当社及び国際ローミング事業者又は卸元事業者の通信設備に不具合が生じる場合があります。契約者が、貸与されたSIMカード以外のSIMカードを使用したことに起因して、当社、国際ローミング事業者又は卸元事業者、若しくは第三者に生じた一切の損害については当該契約者が

賠償の責任を負うものとしします。

第27条（電気通信番号の登録等）

当社は、次の場合には、契約者の SIM カードについて電気通信番号その他の情報の登録、変更又は消去（以下「電気通信番号の登録等」といいます）を行います。

- (1) SIM カードを貸与するとき
- (2) その他本規約の規定により電気通信番号を変更する場合

第28条（SIM カードの発送・引渡し）

利用契約を承諾した場合には、当社は、SIM カードを利用契約で定める場所（以下「納品場所」といいます。尚、納品場所は国内に限ります）へ配送するものとしします。

- 2 当社は、契約者が発注した SIM カードを納品場所に送付し、納品場所の契約者又はその代理人がこれを受領することにより SIM カードの引き渡しを行うものとしします。
- 3 当社が、SIM カードの引き渡しをしたときは、契約者又はその代理人は、ただちに検査を行うものとし、その結果に誤過納が発見された場合には、当社に通知するものとしします。
- 4 前項に定める通知がない場合は、引き渡しをもって検収が完了したものとみなします。
- 5 契約者は、引き渡し後に、SIM カードについて滅失、毀損、盗難、紛失、その他の事故等が発生したときは、その一切の責任を負担するものとしします。
- 6 本サービスの提供料金の課金起算日は、他に定めのない限り、SIM カードを引き渡した日としします。

第29条（SIM カードの解約・廃棄）

契約者が利用契約を解約した場合、当該利用契約に基づき貸与した SIM カードの所有権は当社から契約者に移転するものとしします。この場合、契約者は、当該 SIM カードを保管、取り扱い又は適用される法律に従って廃棄する責任を負うものとしします。適用される法律には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律等が含まれるものとししますが、これらに限定されるものではありません。

第4章 契約者の義務

第30条（利用責任者）

本サービスの利用にあたり、契約者はあらかじめ利用責任者を選任し、その連絡先（住所、電話番号及び電子メールアドレスその他当社が指定する事項）を当社の指定する方法で届け出るものとしします。利用責任者が交代したとき、又は連絡先に変更があった場合はただちに当社の指定する方法で届け出るものとしします。届け出されていない、又は届出内容が誤っている等により、当社が契約者と連絡が取れないことによって引き起こされる損害に対して、当社は責任を負いません。

- 2 当社は、当社から契約者に対する通知を利用責任者に対して行うことができるものとし、利用責任者に行った通知は、契約者に通知したものとみなします。
- 3 前項のほか、利用責任者は当社との連絡、協議の任にあたるとともに、利用規約等に基づく本サービスの利用適正化を図るものとしします。

第31条（認証情報の管理）

契約者は本サービスにて提供されるアカウント、パスワードその他認証にかかわる情報等（以下「認証情報」といいます。）を厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の措置を講じるものとしします。

- 2 正しい認証情報を用いて行われる申込、届出、サービスの利用は、契約者又は契約者から正当に権限を付与されたものによるものと推定し、不正アクセスによる場合を除き、契約者が行った行為とみなします。
- 3 契約者は、認証情報が第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、ただちに当社にその旨を連絡するものとしします。
- 4 当社は、認証情報の漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。
- 5 当社は、認証情報の漏洩等により、不正使用が発生し、また発生するおそれがある場合は、強制的にパスワード等を変更することができるものとしします。パスワード等を変更したときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。

第32条（提供情報の維持）

契約者は、本サービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとしします。

第33条（電子メールによる応答義務）

契約者は、常に当社からの電子メールが、連絡先メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととしします。

- 2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスやビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信することができるものとしします。

第34条（利用基準の遵守）

契約者は、利用規約等に定める技術的条件その他の利用方法（以下「利用基準」といいます。）を遵守して、本サービスを利用するものとします。

第35条（端末機器利用に係る契約者の義務）

契約者は、端末機器を電気通信事業法及び電波法関係法令が定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）に適合するよう維持するものとします。

2 契約者は、端末機器について次の事項を遵守するものとします。

(1) 端末機器を取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又はその設備に線条その他の導体等を接続しないこと、ただし、天災事変その他の事態に際して端末機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。

(2) 故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと

(3) 端末機器に登録されている電気通信番号その他の情報を読み出し、変更又は消去しないこと

第36条（禁止行為）

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する、又はそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為
- (2) 当社あるいは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為
- (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、又はそれに類似する行為
- (5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、又はそれらのおそれのある行為
- (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為
- (9) 公職選挙法に違反する行為、又はそのおそれのある行為
- (10) 無限連鎖講（「ねずみ講」）あるいはそれに類似する行為、又はこれを勧誘する行為
- (11) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信、記録、保存する行為、及び児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為
- (12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為
- (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為
- (14) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為、及びそれに類似する行為
- (15) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (16) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様で本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (17) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、及び当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様で本サービスを利用する行為、及びそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為
- (18) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘の電子メール（特定電子メールを含むがそれに限定されない）を送信する行為。又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メール（「嫌がらせメール」、「迷惑メール」）を送信する行為、及びそれに類似する行為
- (19) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (20) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいは有料サービス等の高額な通信サービスの利用に変更する行為、及び設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為
- (21) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、又は消去する行為
- (22) 他人の ID あるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為
- (23) 故意に多数の不完了呼（通信の相手先に応答前に発信を取りやめることをいいます）を発生させ、又は連続的に多数の呼を発生させるなど、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為
- (24) 第三者又は当社に迷惑・不利益を及ぼす行為、故意に通話を保留したまま放置するなど本サービスに支障をきたすおそれのある行為、本サービスの運営を妨げる行為
- (25) 本サービスの利用において、本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などの通信を行う行為又は商業的宣伝や勧誘などを目的とした回線への発信を誘導する行為
- (26) 本サービスの利用において、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等

- を用いて、第三者が嫌悪感を抱く又はその恐れのある通信をする行為
(27) インターネット接続制限機能を使用しない状態で未成年に本サービスを利用させる行為
(28) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様で本サービスを利用する行為

2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、又は結果として同等となる行為を含みます。

3 第1項第12号及び第13号については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律又はインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第1項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第1項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第41条（利用停止）に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことができるものとします。

4 契約者は、すべての適用される輸出入・再輸出管理関連の法律及び規則を遵守するものとします。契約者は、すべての関係政府機関から事前の許可を得ることなく、各法域の適用される法律又は規則により禁止されている如何なる場所、法人、政府又は個人に対して、直接的にも間接的にも、本サービスがアクセス、ダウンロード、使用、輸出又は再輸出されないことを表明し、保証します。

5 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとして当社で判断した場合、当社は、第41条（利用停止）に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対する苦情対応に要した稼働等の費用、及び当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することができるものとします。

第5章 サービスの制限

第37条（非常時の利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本サービスを制限し、又は提供を中止することができるものとします。

第38条（サービスの制限等）

当社は、第37条（非常時の利用の制限）の規定による場合のほか、大量の通信の発生が予測される時、又は本サービスの品質が当社の定める基準を下回ったときには、通信速度の制限を行うなど合理的な範囲で本サービスの利用を制限することができるものとします。

2 当社は、特定の利用契約における一定期間内の通信量や通信時間が当社の定める基準を超えるときは、その通信を制限し、又は切断することができるものとします。

3 当社は、利用者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するために、動画再生、ファイル転送その他帯域を継続的かつ大量に占有する通信に対して通信速度を制限するなど本サービスの利用を制限することができるものとします。

4 当社は、本サービスの利用に伴い契約者が当社の設備に記録、管理する情報（以下「契約者管理データ等」といいます。）が、当社の定める所定の基準を超えた場合は、契約者に対し、何らの通知なく、契約者管理データ等を削除し、又は契約者管理データ等の利用を停止することができるものとします。

5 当社は、当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為が行われていると疑われるときには、当該行為の発信元、経由地など関連すると推定される特定のIPアドレス、国・地域等からのアクセスを制限し、又は一時的利用を中止することができるものとします。

6 前各号の他、卸元事業者の提供する卸元契約書の規定若しくは国際ローミング事業者又は卸元事業者と当社との間で締結される契約の規定に基づき、国際ローミング事業者又は卸元事業者により本サービスの利用が制限されることがあります。

7 当社及び国際ローミング事業者又は卸元事業者は、本条に規定するサービスの制限等のため、契約者の本サービスの利用に関する情報（契約者が登録した情報、管理する情報及び当社又は国際ローミング事業者、卸元事業者の設備に対するアクセス状況を含みます。）の収集、分析及び蓄積を行うことができるものとします。

第39条（児童ポルノ画像のブロック/違法・有害情報利用の制限等）

当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社又は児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像及び映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像及び映像を閲覧できない状況に置くことができるものとします。

2 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像及び映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置くことができるものとします。

3 当社は、アクセスただけでマルウェア（不正かつ有害な動作を行う、悪意を持ったソフトウェア）に感染させる可能性の高いウェブサイト（以下「マルウェア配布サイト」といいます。）に関して、当社設備で必要な範囲で通信（アクセス先IPアドレス又はURL又は宛先FQDN）を検知し、当社が指定する悪性サイトリ

スト作成管理団体から提供される悪性サイトリストに基づき、(コンピュータ通信網サービス) 契約者がアクセスしようとするウェブサイトが、マルウェア配布サイトである場合には、その接続要求に対して、その通信を一時停止し、注意喚起を行うため、当該通信の制限をすることがあります。ただし、当該制限等は、契約者が当社所定の手続により設定変更を申し出た場合は中止できるものとします。

4 当社は、外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃により、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータ(以下「C&C サーバ等」といいます。)へのアクセスに係る通信に関して、当社設備で必要な範囲で通信(アクセス先 IP アドレス又は URL 又は宛先 FQDN)を検知し、当社が指定する C&C サーバ等リスト作成管理団体から提供される C&C サーバ等リストに基づき、(コンピュータ通信網サービス) 契約者が、インターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際に、C&C サーバ等とアクセスしようとする場合には、そのアクセスを遮断し、当該通信の制限をすることができるものとします。

5 本条の規定は、当社が児童ポルノに係る情報、不正利用、サイバー攻撃等を完全に遮断することを意味するものではありません。

第40条 (提供中止)

当社は、次の場合には、本サービスの一部又は全部の提供を中止又は本サービスへのアクセスを制限することができるものとします。

- (1) 当社の設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社の裁量により修理のために緊急工事が必要であると判断したとき
- (3) 当社又は他の電気通信事業者等の設備の障害等の発生又はその防止のためにやむを得ないとき
- (4) 当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があったとき、又は、これらの行為が行われていると疑われるとき。
- (5) 被接続サービスにおいてサービスの制限がされているとき

2 本サービスの提供を中止するときは、当社は契約者にその旨を別途定める方法で事前に通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。尚、グローバルモバイルネットワークの定常的な修理又は保守作業(以下「計画工事」といいます。)については、当社は契約者への事前通知を行わないものとします。

第41条 (利用停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

- (1) 利用契約上の債務を履行しなかったとき
- (2) 第4章契約者の義務の規定その他利用規約等に定める契約者の義務に違反したとき
- (3) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷又は重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき
- (4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき
- (5) 収納代行会社又は金融機関等により契約者が指定したクレジットカード、指定口座等が使用することができなくなったとき
- (6) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき
- (7) 当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約違反があったとき
- (8) 当社に対する金銭債務に関し、当社の催促にもかかわらず支払いがないとき
- (9) 利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき
- (10) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第9条で定める契約者確認に応じないとき
- (11) 第12条(自営端末機器)の規定に違反し、SIMカードを技術基準に適合しない自営端末機器で利用したとき
- (12) 本サービスに自営端末機器を当社の承諾を得ずに接続したとき
- (13) 本サービスに接続されている自営端末機器に異常がある場合等、本サービスその他の電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査をうけることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末機器の利用を取りやめなかったとき
- (14) 当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき
- (15) その他、当社が不適切と判断するとき

2 前項による本サービスの提供の停止又は制限の解除には、数日要する場合があることを契約者は、あらかじめ承諾するものとします。

3 当社は、契約者が第1項各号に該当したときは、第1項の措置に加え、契約者管理データ等を削除し、又は契約者管理データ等の利用を停止することができるものとします。

4 当社は、本条の規定による措置を行ったときは、契約者に対してその旨を連絡先メールアドレスに通知するものとします。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとし

ます。

第42条 (サービスエリアにおける通信の使用制限)

契約者が、本サービスの使用場所での電気通信事業者の通信事情等により、本サービスを使用できない場合であっても、当社は、当該場所での電気通信事業者についての故障復旧、調査又は報告を行わないものとします。

2 本サービスを提供しているサービスエリアにおいて技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本サービスの提供国群からその国を削除することがあります。

3 本利用規約の規定に加え、契約者は、本サービスが提供されている国の法令及び規則、提携 MNO が定める契約約款、サービス提供条件等並びに政府機関又はその他の規制当局により適宜課される規制により、本サービスが制約を受けることを了承するものとします。当社は、係る制約の結果として契約者が被る損害及び損失について責任を負わないものとします。

第43条 (詐欺行為)

本サービスに関して契約者又は契約者の代理人若しくはその他の者による詐欺行為又は不正使用を発見した場合、当社は、契約者に対して、関連する詳細情報を提供し、適切な措置をとるようただちに要請することができるものとします。加えて、契約者は、当社からの要請があった場合には、係る行為をただちに停止するよう最善の努力を払わなければなりません。

2 契約者は、本サービスの使用により生じたすべてのトラフィックについて、詐欺行為に起因して生じたトラフィックも含め、そのサービス料金を負担するものとします。また、契約者又は契約者の代理人若しくはその他の者による詐欺行為によって使用された本サービスに係るいかなる支払いについても、当社は一切の義務を負わず、契約者がその支払義務を負うものとします。

3 詐欺行為及び/又は不正使用に起因するすべてのトラフィックに関して、契約者は、利用規約等に従い SIM カードの不正使用が停止されるまで、本サービスの料金を支払う義務を負うほか、この不正な SIM カードによって引き起こされた損害について責任を負うものとします。加えて、当該 SIM カードの不正使用による損害を制限するために、当社は何らの責任を負わずに当該 SIM カードの不正使用を停止する権利を有するものとします。

第44条 (免責)

当社は、本章に定めるサービスの制限の実施について、他に定めがある場合を除き、契約者に対し責任を負いません。

第6章 料金等

第45条 (料金)

本サービスの料金及び利用契約上の手続きに関する手数料、工事費（以下併せて「料金」といいます。）は、別紙 3 料金表又は被接続サービス利用規約等に定めるとおりとします。

2 当社は、キャンペーン等の特典として、一時的に料金等を変更することができるものとします。キャンペーン等での特典適用の条件は、該当キャンペーンサイト等、当社が特典内容を公開する媒体への記載のとおりとします。

第46条 (料金等の支払義務)

契約者は、その利用契約に基づいて当社がサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、第 45 条（料金）に定める料金を支払う義務を負います。

2 初期費用、手数料は、利用開始の有無に係わらず、利用契約が成立又は利用契約上の手続きをした時点で、支払義務が発生します。

3 月額料金は、利用開始日から利用契約の終了日までの期間について、支払義務が発生します。

4 従量通信料は、利用開始日から利用契約の終了日までの期間について、契約者の利用意図にかかわらず、第 9 条（通信量の測定）によって測定された通信量について、支払義務が発生します。

4 第 41 条（利用停止）の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとみなします。また、当社は既に支払われた本サービスの料金等を一切払い戻す義務を負いません。

5 第 41 条（利用停止）の規定以外の事由により本サービスの提供が中止された場合であっても、本サービスを全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じ）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときには、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスについての料金は、支払を要しません。

6 第 20 条（契約の成立）第 3 項の規定により、当社が契約の承諾を取り消した場合であっても、その取り消しまでの期間における契約が成立した場合と同額の損害金を、当社は利用申込者に対して請求できるもの

とします。損害金の請求の手続は料金等の請求の手続と同様とします。

7 契約者の申請を当社が承諾し、利用規約等に定める範囲外の作業を行った場合、契約者は当社の請求する特別料金を支払うものとします。当社は当該作業について特別料金が必要となる場合は、契約者に対してその旨を事前に通知します。

第47条 (工事費の支払義務)

契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙 3 及び被接続サービス利用規約等に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者はその工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担するものとします。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第48条 (料金等の計算方法)

料金の計算方法は、次の各号その他利用規約に定めのある場合を除き、被接続サービス利用規約等に定めるところによります。

(1) 利用開始日が暦月の初日以外の日であった場合、翌月分より月額費用を請求することとします。

(2) 従量通信料は全契約回線に対して利用開始月より請求します。

(3) 契約の解除の日が、第 17 条に規定する最低利用期間の経過後であり、かつ暦月の初日以外の日であった場合は、該当月分について月額料金を請求します。

(4) 品目の変更の日が、第 17 条に規定する最低利用期間の経過後であり、かつ暦月の初日以外の日であった場合は、該当月分について変更前の月額料金を請求します。

第49条 (他の電気通信事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、他の電気通信事業者（当社が別に定める電気通信事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等の規定により他の電気通信事業がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、他の電気通信事業の代理人として、当社より請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき

(2) その契約者の申出について他の電気通信事業者が承諾するとき

(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止できるものとします。

第50条 (料金等の支払方法)

契約者は、料金等を被接続サービス契約の料金等と併せて支払うものとします。

2 本サービス単独での提供の場合、契約者は、料金等を次の各号の中から契約者が申請し、当社が承諾した方法により、当社又は金融機関等（クレジットカード会社や収納代行業者等を含む、以下同じ）が指定する期日に支払うものとします。

(1) 口座振替

(2) 請求書払

3 支払いに関する細部条項は契約者と金融機関等との契約条項によります。また、契約者と金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社は責任を負いません。

4 当社は、第 1 項により定められた支払方法で料金等の請求ができない場合、請求書その他任意の方法で契約者住所（法人の場合登記上の住所を含む）、連絡先メールアドレス等に料金等を請求できるものとし、契約者は当該請求に従い料金等を支払うものとします。この場合、当社は、当該請求に要した費用を契約者に請求できるものとします。

第51条 (割増金)

当社は、契約者が料金等その他利用契約に係る債務の支払いを不法に免れたときは、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として請求することができるものとし、契約者は当社が指定する期日までにこれを支払うものとします。

第52条 (延滞損害金)

当社は、契約者が料金その他の利用契約に係る債務について支払い期日を経過してもなお支払いがないときは、支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に対する年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞損害金として請求できるものとし、契約者は当社が指定する期日までにこれを支払うものとします。

第53条 (割増金等の支払方法)

第 51 条（割増金）及び第 52 条（延滞損害金）に定める割増金、延滞損害金の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとします。

第54条 (消費税等)

契約者が当社に対し利用契約に係る債務を支払う場合に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関す

る法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとし、

第55条（端数処理）

当社は料金その他の計算で、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第56条（入金案内業務の委託）

契約者は、料金等の当社が有する債権の入金案内業務を、当社が第三者に委託することを予め承諾するものとし、

第7章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

第57条（ソフトウェアの著作権等）

本サービスに伴い、契約者に提供されるソフトウェア及びその他の各種情報（以下「提供ソフトウェア等」といいます。）については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社又は当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。

2 契約者は、提供ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ使用することができ、これ以外の目的での使用はできません。

第58条（ソフトウェア等の管理）

契約者は提供ソフトウェア等について、次の条件を守るものとし、

- (1) 契約者は、提供ソフトウェア等を第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと
- (2) 提供ソフトウェア等を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (3) 提供ソフトウェア等の利用に関し、第57条（ソフトウェア等の著作権等）の規定を遵守すること

第59条（データの取り扱い）

契約者管理データ等の滅失、毀損に備えた複製及び滅失、毀損時の復元は、契約者の責任と費用で行うものとし、

2 契約者管理データ等が、滅失、毀損し、又は当社の責によらない事由による漏洩や目的外の利用があったとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は責任を負いません。

3 契約者管理データ等は、本サービスの仕様として契約者が確認、入手できるものを除き、当社から返却、提供することはありません。

4 契約者管理データ等の本サービスにおける知的財産権の利用について、その責任は契約者が負うものとし、当社は責任を負いません。また、契約者管理データ等における知的財産権の利用に関して、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとし、

第60条（データの利用）

当社は、設備の故障又は停止の復旧等の設備保全又は当社の提供するサービスの維持運営のため、契約者管理データ等を確認し、又は複製、複製、解析等の利用をすることができるものとし、ただし、本条の定めは、契約者管理データ等の復元を保証するものではありません。

2 当社は、契約者管理データ等を、前項その他本利用規約に明示された場合又は法律上認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、確認、利用その他の措置をし又は第三者に開示、提供しないものとし、

第61条（データの消去）

当社は、利用契約が終了した場合、契約者管理データ等を消去し、また、契約者管理データ等の返却、提供には応じません。これらによる契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対して、当社は責任を負いません。

第8章 損害賠償

第62条（責任の制限）

当社は、本サービスが正常に提供できなくなったときは、その復旧に努めるものとし、

2 本サービスに関連して当社が機器・ソフトウェア等を提供する場合の保証及び当該機器・ソフトウェア等を原因とする損害賠償については、当社が別途提供時に提示する範囲とし、それ以外には責任を負わないものとし、

3 当社が提供する機器・ソフトウェア等以外の機器・ソフトウェア等や電気通信サービス等の契約者が準備、調達する機器、ソフトウェア等、サービスが原因で本サービスが利用できないことに関して、当社は責任を負わないものとし、

4 前2項、その他別に定める場合を除き、当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰

すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

5 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限り、）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスに係る利用料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 基本料、通信料、付加機能サービス料等の月額料金

(2) 基本料、通信料等（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通信料（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します）。なお、当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における 1 日当たりの平均通信料とします。

※手続きに関する料金、SIM カード損害金、事業者間精算に関する料金、及び当該時間未満の利用不能については、「本サービスに係る料金」に該当しないものとします。

6 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

7 本条の規定にかかわらず、国際ローミング事業者又は卸元事業者が損害を賠償した場合には、その範囲において賠償します。

第63条（免責）

第 62 条（責任の制限）の規定は、本サービスの提供に関して当社が契約者に負うすべての責任を規定したものとします。

2 本サービスはベストエフォート型のサービスであり、当社は、別に定めがある場合を除き、電気通信設備の状況や他の利用者の利用状況、接続回線の通信量の増大その他の事由により、提供中止、通信速度の低下、通信遅延の増大、サービス遅延その他サービスの提供に関する不具合が発生しないことを保証せず、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、第 62 条（責任の制限）に定める責任以外には、予見可能性の有無を問わず、法律上の責任及び明示又は黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負いません。

3 当社は、契約者その他いかなる者に対しても、本サービスを利用した結果について、商品性、特定目的への適合性、又は権利の非侵害性に関する黙示の保証を含む、すべての明示的又は黙示的な条件、表明及び保証をなさないものとします。

4 利用規約等に従って当社が行った行為について、当社は責任を負いません。

第 9 章 雑則

第64条（第三者利用）

契約者は、本サービスを利用して第三者にサービスを提供する等、第三者に本サービスの一部又は全部を利用させる場合には、自己の責任で利用させるものとし、当該利用に関して、当社を免責しなければならないものとします。

2 前項の場合に、契約者は、契約者が本サービスを利用させた第三者（以下「サービス利用者」といいます。）に対して、本利用規約第 4 章その他利用規約等に定める契約者の義務を遵守させなければならないと、当該第三者が本利用規約第 4 章その他利用規約等に定める契約者の義務に違反した場合は、契約者が違反したものとみなして、当社は利用停止等の措置を取ることができるものとします。

3 第 1 項の場合に、契約者は、サービス利用者に対し、当社を免責し、当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うと共に、第三者より損害賠償等があった場合には、一切の折衝と賠償の責を負うものとします。

4 前項に係らず、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとします。

第65条（利用責任）

本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者若しくは第三者に対して損害を与えた場合、又は契約者が他の契約者若しくは第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑又は損害を与えないものとします。

2 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

第66条（お客さま情報の保護）

当社は、本サービスの提供に関連し、契約者から当社に提供された個人情報及び技術上・営業上又はその他の業務上の情報（以下「お客さま情報」といいます。）を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。

- 2 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。
- 3 当社は、お客さま情報を、個人情報保護方針若しくは本利用規約に定められた場合又は法律上開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、第三者に開示、提供しないものとします。
- 4 当社が本条に違反し契約者に損害を与えたときは、当社は契約者に対しその損害を賠償するものとします。
- 5 本条の定めは、当社が契約者に対して負うお客さま情報の保護に関する義務のすべてであり、契約者と当社の間で締結された他の契約に定められた情報管理に関する規定はお客さま情報には適用されないものとします。

第67条（通信の秘密の非開示）

当社は、当社設備に対するアクセス状況その他当社が保有する個別の通信を特定する可能性のある記録等の「通信の秘密」については、法律上開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、契約者を含むいかなる者に対しても、開示、提供しないものとします。これにより発生する直接あるいは間接の損害について、当社は責任を負いません。

第68条（準拠法・管轄裁判所）

利用規約等の適用の有無を含め利用規約から生じる一切の紛争は日本法を適用して解決するものとし、東京地方裁判所を唯一の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第69条（分離可能性）

利用規約等のいずれかの規定について、法令等又は裁判などにより違法、無効又は不能とされたとしても、それ以外の規定は、継続して完全に効力を有するものとします。

付則

この利用規約は、2022年7月27日から改定実施します。

別紙 1

■国際ローミング接続サービス利用規約用語定義

用語	用語の意味
国際ローミング事業者	本サービスに関して、その基となる電気通信役務を提供する電気通信事業者をいいます。現在の国際ローミング事業者は、Transatel(トランザテル、本社フランス パリ)です。
卸元事業者	当社と本サービスに関するサービス提供契約を締結している電気通信事業者をいいます。現在の卸元事業者は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社です。
SIM カード	当社が契約者にレンタルで提供し、契約者の自営端末機器に挿入されて使用される場合において、グローバルモバイルネットワークへのアクセス及び本サービスの使用が許可される加入者識別モジュールのことをいいます。
付加機能サービス	別表 1 に定める付加機能サービスをいいます。
契約者回線	本サービスに係る契約に基づいて、契約者が利用する電気通信回線をいいます。
端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成 16 年総務省令第 15 号)で定める種類の端末機器をいいます。
自営端末機器	契約者が本 SIM カードを利用するため自ら用意する端末機器をいいます。
電気通信事業者等	当社、卸元事業者、国際ローミング事業者との間で相互接続協定を締結し、通信サービス等を提供する電気通信事業者をいいます。
グローバルモバイルネットワーク	MNO 又は MVNE により提供され、本利用規約に基づき使用される移動体通信ネットワークのことをいいます。
MNO	移動体通信事業者のことをいいます。
MVNE	仮想移動体サービス提供者のことをいいます。
サービスエリア	仕様書等にて指定された、本サービスを利用できる国のことをいいます。
詐欺行為	あらゆるサービス、当社のプラットフォーム、グローバルモバイルネットワーク、SIM カード、製品又は当社の機器に対して、任意の時点で任意の個人が行うあらゆる不正使用、破損、違法使用又はその他の不正使用(これらの未遂を含む)のことをいいます。

■卸元契約書一覧

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	IoT Connect Mobile 基本契約書(卸元基本契約書) IoT Connect Advance 提供条件書(卸元提供条件書)
-------------------------	---

別紙 2 (サービスメニューの種類)

本サービスで提供されるメニューの種類は次のとおりとなります。

名称	内容
データ通信 SIM カード	データ通信専用の SIM カードです。本 SIM カードではショートメッセージの利用はできません。

契約者が利用できるサービスメニューは被接続サービスの利用規約で指定するものとします。

別紙3（料金表）

1. メニュー

本サービスで提供されるメニューの料金は次のとおりとなります。

サービスメニュー	料金	備考	最低利用期間
データ通信 SI カード月額基本料	180 円 (税込 198 円) / 月額	3G/LTE 回線を提供	なし

2. 通信料（税別）

全契約回線に対して利用開始月より請求します。

品目	料金
国内従量通信料	5 円 (税込 5.5 円) / MB
国際従量通信料	5 円 (税込 5 円) / MB ~ ※仕様書にて国際通話料として定められた額（非課税）

本サービスの通信料は当社の提携する国際ローミング事業者のサービスエリアと価格に準ずるものであるため、国際ローミング事業者のサービスエリアと価格に変更がある場合において、本サービスのサービスエリアからその国・地域を削除若しくは追加し、価格を変更することがあります。

当月従量通信料の課金計算は国際ローミング事業者が所在する現地時間（日本時間時差マイナス 8 時間）により算定します。

3. 事務手数料

本サービスに係る事務手数料は以下のとおりとなります。

品目	事務手数料	備考
SIM カード発行初期事務手数料	1,980 円 (税込 2,178 円) / 1SIM	
SIM カード発行手数料	394 円 (税込 433 円) / 1SIM	
事務手数料	3,000 円 (税込 3,300 円) / 1 申込	複数の付加機能を申し込む場合でも 1 申込と数えま す。

4. 損害金

本サービスで貸与する SIM カードを紛失（盗難による場合を含む）、破損、滅失してしまった場合、事務手数料を損害金として請求するものとします。

別紙 4（技術的事項）

1. 責任分界点

- ・当社が提供する SIM は当社が契約するデータ通信網で接続されるものとし、責任分界点は当社より提供する SIM までとします。

別表1 付加機能サービス

種 類	提供条件
無し	無し

以上